

陳情及び要望の公表に関する要綱

平成24年 1月19日
23小協第202号

(目的)

第1条 この要綱は、団体等からの陳情及び要望並びにそれらに対する市の考え方を広く市民に公表することにより、市民と行政との情報の共有化と市政への市民参加を促進し、もって一層透明性の高い市政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「団体等」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 行政区及び自治会
- (2) 各種公共的団体
- (3) 商工業等業界団体
- (4) 前3号の団体に類する団体で、市長が必要と認めたもの

(公表対象文書)

第3条 この要綱に基づく陳情及び要望の公表（以下「公表」という。）の対象とする文書は、団体等からの陳情書及び要望書で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第1号の文書については市長が特別の事情により公表することが適当でないと認める場合は公表しないことができる。

- (1) 市長名で文書により回答したもの
- (2) その他市長が必要と認めた文書

(公表する内容)

第4条 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者名
- (3) 陳情又は要望年月日
- (4) 陳情又は要望内容
- (5) 担当課
- (6) 回答年月日
- (7) 回答内容

2 前項第4号及び第7号の内容については、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に規定する不開示情報が記

録されている場合は、当該不開示情報を除いて公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 公表は、市ホームページへの掲載により行うものとする。

(公表の時期)

第6条 公表は、陳情又は要望をした団体等に回答をした日以後に行うものとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、公表を行った日から当該日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に受理した陳情及び要望について適用する。